

三原市学習分析事業業務委託事業者募集要領

1 趣旨

学ぶ力育成事業として、三原市立小中学校の児童生徒の学習指導要領に示された内容の定着確認と学級集団内の学級環境、学習意欲、社会性の把握を通して、三原市立小中学校に勤務する教師の的確な指導方法の工夫改善を行う。

本事業の民間による業務委託に際して、提案業者の知識、技能、経験等を見極め本事業に最も適した業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

三原市児童生徒の学力定着及び学習環境分析業務

(2) 業務内容

令和6年度三原市学習分析事業業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 提案上限額 12,426千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本件に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該業務での実績を有し、確実に業務の履行及び継続ができること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4に該当しないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。三原市及び広島県内の他の自治体から指名停止を受けていないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続、又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 参加申請書等の提出書類

- (1) 参加申請書（様式1）1部
- (2) 参加資格条件確認誓約書（様式2）1部
- (3) 添付書類（令和3・4・5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿に記載されていない者のみ）1部
 - ア 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - イ 印鑑証明書（写し可）
 - ウ 市税の納税証明書（写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要）
 - エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
 - オ 決算書の写し（申請書の直前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書）

なお、アからエまでの4点の証明書は提出日以前3か月以内に証明されたものを提出すること。

- (4) 会社概要の分かるもの（パンフレット等任意様式） 1部
- (5) 関連業務実績が分かるもの（任意様式） 1部

5 企画提案書・見積書の提出

(1) 企画提案書 6部

ア 一般事項

- (ア) 用紙サイズはA4判で統一すること。図表サイズ等でやむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- (イ) ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。
- (ウ) 提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。
- (エ) いずれの提案についても実現可能な提案であること。

イ 企画提案事項

本業務の仕様書を踏まえ、次の項目及び順序により企画提案書を作成すること。

| 区分 | 項目 | 記載内容 |
|------|---------|---|
| 業務内容 | ①提案の概要 | (1)会社情報 |
| | | (2)提案の特徴やアピールポイント |
| | ②学力定着分析 | (1)対象教科、学年について |
| | | (2)「基礎基本的な学力」及び「活用力」を評価する問題について |
| | | (3)記述式・論述式問題により、「思考力・判断力・表現力」を評価する問題について |
| | | (4)学習評価方法（経年比較方法を含む）について |
| | ③学習環境分析 | (1)対象学年について |
| | | (2)業務実績について ①三原市と同じ規模の自治体、あるいはそれ以上の自治体で、 <u>三原市と同様に市内公立小中学校を対象とした分析業務を5年以内に行った実績があるか</u> （様式3で実施自治体名等を示すこと） |
| | | ②①の実施自治体の分析業務において、特にアピールできる実績内容があるか （具体的事例を示すこと） |
| | | (3)学級集団の特徴や傾向及び学級集団内の個の状況把握、個の学習意欲、社会性等の分析について |
| | | (4)いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に係る分析について |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| | ④学力定着・学習環境の両方を関連させた分析 | (1)クロス分析が、教諭等の指導力向上に役立つものであることについて (2)クロス分析に関わる業務実績 ①三原市と同じ規模の自治体、あるいはそれ以上の自治体で、 <u>三原市と同様に市内公立小中学校を対象とした分析業務を5年以内に行った実績があるか</u> (様式3で実施自治体名等を示すこと) ②クロス分析結果をもとにした自治体における教育指導支援・研修の例について、実施自治体数を含めて必ず具体的事例を示すこと ※プレゼンテーションの中で、5分以内の時間を設定し、必ず提案すること |
| | ⑤危機管理対策 | 児童生徒の個人情報に係る安全性の確保について |
| 業務実施 | ⑥実施体制 | 各業務を確実に実施・履行する組織体制として、責任者の配置や役割分担、連絡体制などを明記すること。 ※必要に応じ、業務の実施体系図を作成すること。 |
| | ⑦業務工程・スケジュール | 業務の工程・スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。 |
| <p>【留意事項】 項目3(3)、(4)及び4(1)について、教諭等に分析しやすく、指導力向上に役立つものである点について、説明すること。 また、上記業務の実施にあたり、調査票の配布など郵便に係る経費、研修に係る経費については、予算内で執行できるような提案をすること。</p> | | |

(2) 見積書（様式4） 1部

各教科の税込み単価及び税込み総額（単価に別紙仕様書の数量を乗じた金額）を記入すること。

6 提出方法

(1) 提出期日

- ア 参加申請書等の提出書類・・・令和6年3月8日（金）16時まで【必着】
- イ 企画提案書、見積書・・・令和6年3月18日（月）16時まで【必着】

(2) 提出先

「13 書類提出及び問合せ先」へ持参又は郵送とする。持参の場合は、土、日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

7 プレゼンテーション

- (1) 日時 令和6年3月25日(月) 9時から
詳しい時間については、後日通知する。
- (2) 場所 三原市役所 6階 会議室 601、602
- (3) 内容 各業者20分(その後質疑応答20分)

8 選定方法

公募型プロポーザル方式

- (1) 提案書及びプレゼンテーションの提供内容を総合的に評価し、最も優れた1社を優先契約交渉業者として選定する。
- (2) 審査結果については、企画提案書の提出があった全業者に書面で通知するとともに、契約締結後、次の内容等を三原市ホームページへ掲載する。
 - ア 契約の相手方
 - イ 契約金額
 - ウ 契約期間
 - エ 全提案者名及び評価結果
 - オ 議事録

9 本書に関する質問について

- (1) 質問の提出方法
質問がある場合は、質問事項を箇条書きして、本書末に示す問合せ先に電子メールで問い合わせること。なお、電子メールを送付したにもかかわらず、24時間以内(土日祝日を除く)に返信がない場合はお問い合わせください。
- (2) 質問の受付
令和6年3月11日(月)16時まで【必着】
- (3) 質問の回答
提出のあった質問に対し、令和6年3月14日(木)16時までに電子メールにて回答する。また、回答は三原市ホームページへ掲載する。

10 提案募集・選定スケジュール

| | |
|--------------|----------------|
| 令和6年2月27日(火) | プロポーザル実施の公示 |
| 令和6年3月8日(金) | 参加申請書等の提出締切 |
| 令和6年3月18日(月) | 企画提案書、見積書の提出締切 |
| 令和6年3月25日(月) | プレゼンテーション |
| 令和6年3月28日(木) | 選定結果通知発送 |
| 令和6年4月上旬 | 契約締結及び打合せ |

11 契約の締結

- (1) 優先契約交渉業者に対して契約締結の協議を行う。
- (2) 優先契約交渉業者を特定した後の契約手続きは、三原市契約規則(平成17年三原市規則第63号)による。
- (3) 優先契約交渉業者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

- (4) 契約内容は、提示している令和6年度三原市学習分析事業業務仕様書を元に、提案内容を加え、協議を行い、決定する。
- (5) 優先契約交渉業者は、契約締結後、速やかに令和6・7・8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿への登載手続きを行うものとする。

12 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、提案者が負担する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (5) 市が定める評価基準点に満たない場合には失格とする。
- (6) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。
- (7) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。
- (8) 本実施要領公示後は、関連部署及び学校教育課への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (9) 令和6年度三原市歳入歳出予算の決定に際し、委託に係る予算額に変更があった場合、委託の中止を含む変更を行う場合がある。

13 書類提出及び問合せ先

三原市教育委員会 学校教育課 担当 景山 敦子
電話 0848-67-6155
電子メール kyoiku@city.mihara.hiroshima.jp